

○2番（片松 雅弘君） おはようございます。

平成30年度トップバッターで頑張らせていただきます。

通告書に基づき、質問をさせていただきます。

1つ目は健康寿命、健康活躍のまちについてです。2つ目は空き家対策についてです。3つ目はサイレン吹鳴についてです。

1つ目から順に行いますので、よろしくお願いいたします。

少子高齢化が急速に進む中、健康寿命がとても大切な課題です。いかに健康寿命を延ばすのか、町全体で考え、取り組むときだと考えます。

そこで1、健康寿命について、町の考え方を伺います。2、平成28年度より三重大学と連携・協力していますが、成果を伺います。

○議長（島田 正彦君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） おはようございます。

片松議員の健康寿命についての本町の考え方及び三重大学と連携・協力した成果について、お答え申し上げます。

我が国では少子高齢化が進行しており、今後、年金や医療、介護など社会保障負担の増大が予見され、地方自治体の経済・産業などにも強い影響が生じると予測されております。

この状況下、健康増進法に基づき策定された、国民の健康の増進を図るための基本的な方針である「健康日本21（第2次）」では「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を掲げ、平均寿命と健康寿命の格差を短縮することにより、個人の物理的な豊かさだけでなく、精神面を含めた個々の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減を目指しているところでございます。

三重県内の市町間におきましては、健康寿命に地域格差が見られますが、その中でも本町は、例年、男女ともに高い水準で健康寿命を保っています。しかしながら、本町の健康寿命に関し、これまで十分な要因調査は行っておりませんでした。

そこで、現在その要因分析を三重大学と連携・協力して実施しているところでございます。

三重大学では、本町の健康寿命の社会的要因を調査するため、地域別統計資料を基に、人口増減率や福祉、経済等に関連する要因を調査した結果、今回の調査では県内において、特に男性の健康寿命（2016年）は南部が短く、北部が長い傾向にありました。そこに人口、世帯、住居、労働等の関連要因を重ねますと、県南部は2次産業従事者が少なく、流出人口が多い傾向にあります。一方、県北部では2次産業従事者が多く、流入人口が多い地域傾向が明らかになってまいりました。

これらの分析から、「2次産業従事者をはじめとした比較的健康な労働人口が流入することにより、健康寿命が長くなっているのではないか」という仮説が成り立つ」との報告を大学側からいただいております。

今後もこの仮説を基に、本町の健康長寿とその因果関係について、さらに調査研究を大学と進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 答弁いただきました。

お聞きしますと、確かに2次産業、つまり製造業に従事するには心身ともに健康であることが必要であるため、2次産業従事者の多い東員町をはじめとした三重県北部の地域の健康寿命が長い傾向にあるとのご説明でした。まだ仮説の段階ということですので、これから数年かけて、この仮説を立証していくのだと考えます。

そこで次の段階としてはどのような調査研究をしていくのか、伺います。また、三重大学は県内29市町との実施を目指していますが、東員町は県内17番目の協定ですが、近隣市町とのデータの比較などはできていますか、お聞きします。

○議長（島田 正彦君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

まず、次の段階の調査内容につきましては、先ほど答弁させていただきました昨年度、平成28年度の調査結果によりまして、労働人口が影響されているのではないかという考えのもとでございます。本年度も転入者の生存データを除きまして、転入者、要は本町に来られる方を除いたデータを生命表にあらわして計算するというところでございます。今後はこの調査結果に基づき、必要に応じて追跡調査などを実施したいと考えております。

また、近隣市町のデータ比較につきましては、まずは東員町の特徴をつかむということでございまして、絶対的な地域として、東紀州の地域の特徴を比較したところでございますので、近隣市町のデータは、比較は現在実施していないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） ですが、新たに転入者の新データとか追跡調査は実施されるということですから、データの蓄積とか比較というのは、今後とても重要になってくると思います。しかし三重大学だけでなく、東員町として独自のデータを町内の工夫で集めてもよいのではと思います。

少子高齢化が進む中、我が国の平均寿命は世界最高レベルを保っています。平成29年3月に厚生労働省が公表したデータによりまして、日本人の平均寿命は男性80.75歳、女性は86.99歳で、過去最高を更新しました。これは世界的にも最高レベルを保っていると思われませんが、このような中で健康で長寿を全うする、いわゆる健康寿命を延ばすことの意義が高まっています。

幸い、先ほど答弁にもありましたとおり、東員町は県下でも有数の健康寿命を誇っており、特に男性の平均寿命はかなり高いです。最新である平成27年度では県下7位ということで、健康寿命の高いまちとなっています。

健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間のことですが、高年齢に達した人だけのデータですかね、それとも現在幼児からのデータでしょうか。また、東員町内を細かく区切ってデータを集めること、例えば学校区単位でなく自治会単位など、細

かいデータが出て、さらに詳細なものになると思いますが、その辺はどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（島田 正彦君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

健康寿命とは平均寿命から障がい期間、介護状態と言いますか、その期間を除いた期間とされております。また、平均寿命は、0歳から平均的に見まして今後何年間生きられるかという期待値をあらわしたものでございます。

ご質問にありますように、より細かいデータの利用については確かに必要かと思っております。そのようなデータを活かせば自治会単位とか、いろいろ特色がつかめるのではないかと、いうふうに考えておりますので、現段階では学校区単位とか、自治会単位はつかめておりませんが、今後、三重大学と協議しながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 答弁いただきました。

特に東員町では、大きく分けると新興住宅地と既存集落という大きな2つになります。また、東員町は各自治会単位での活動が多く、そして自治会によってかなり個性が違ふと思います。地域もそうですが、例えば自転車に乗れるとか、過去に乗っていたとか、あとは同居だとか、または畑があるとかないとか、例えば畑があったら長寿命だとか、もしかしたらあるかもしれません。そしたら東員町は、畑付き住宅が当たり前になるかもしれません。

三重県の健康づくり総合計画における健康寿命とは、介護保険法による介護サービスを受けることなく自立して、心身ともに健康的な日常生活を営むよう健康寿命をいかに延ばすかが大事とされています。

東員町の平均寿命と健康寿命の差による障がい期間は男性で2.6年、女性で6.2年となっています。平均寿命が長くても、寝たきりの状態であったり、病気だったりする期間が長くても、元気で長生きとは言えません。この障がい期間を少しでも少なくするため、町で行っている施策、または考え方などをお聞かせください。

○議長（島田 正彦君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

障がい期間、介護認定期間を少なくする施策、考え方ということでございますが、本町は特に住民が主体となって気軽に介護予防に取り組むことができる地域づくりをするとともに、地域の取り組みの情報発信をしまいたいと考えております。

また、住民の介護予防、健康づくりに関する相談など、気軽に集まれる場所の提供、健康に対する意識向上を図っております。さらに生きがいつくり、または社会参加の推進として、シニアクラブさんとかシルバー人材センターの支援に努めてまいりたいと思っております。

特に具体的な例と言いますと、いきいき百歳体操とか、そういうふうなものを推進し、身近なところで健康維持に努めていただきたいと、介護予防に取り組んでいきたいというふうに考

えております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 答弁いただいたとおり、障がい期間、要介護認定期間を少なくすることは、気軽に介護予防や地域づくりに参加し、取り組む様々な生きがいがづくりとおっしゃったんですけど、大変そのとおりだと思います。

ただ、そこだけではなくて、例えば日本海側の比較的寒い地域では、昔から塩辛い食べ物が多くて胃がんになる割合が高いというデータも出てます。

生きがいがづくりとか、介護予防と併せてやっていかなくてはいけないのが特定健診なんですけども、東員町の特定健診の受診率というのは50%を下回っており、半数以上が未受診なのですが、高血圧症、腎機能、糖尿病、脂質異常症などの早期発見のためには、特定健診の受診が大変重要だと思われます。両方で行っていかないとだめだと思えるのですが、50%を下回っているこの受診率の向上の推進というのはどのように進めていますか、お聞きします。

○議長（島田 正彦君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 特定健診の率の向上に向けての取り組みでございますけども、本町としましては広報、または医療機関に受診の勧奨ポスターを掲示していただいておりますことと、受診者直接にハガキで個別の勧奨を実施しております。特定健診とがん検診の同時実施などの利便性の向上を図っております。

このように取り組みを行った結果、本町の特定健康診断ですね、健診につきましては、3年で見ますと平成26年度が47.2%、平成27年度が47.4%、平成28年度が47.8%と、若干ですけども年々増加の傾向ではございます。参考に県の平均受診率は、平成28年度で42.1%となっております。特定健診につきましては継続的に受診をしていただくように、習慣化されることが肝要でありますことと、引き続き受診率の向上に向けて努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） ありがとうございます。

お聞きしたとおり、毎年コンマ少しずつぐらいは上がっていますね。上昇傾向と言っても50%はまだ切っています。

そこで、まず受診率を上げることが大切だと思いますが、でも受診率の向上に向けての取り組みが健診推奨ポスターとかハガキとかでは、少々と言うか、かなり残念にも感じるんです。県より受診率がいいからいい、というわけじゃなくて、もっと町の、それから東員町らしいアイデアで、というのはありませんか。

少し考えてみますと、東員町には地域ボランティア制度というのがあるんです。今後、急速に進行する少子高齢化を見据えて、だれもが住み慣れた場所、自宅とか地域で安心して暮らしていくために、お互い支え合い、助け合う制度ですね、町のホームページにも掲載しています。

この制度は、町が指定した活動先でボランティア活動を行うと、その実績に応じてポイント

が付与され、後日、たまったポイントは交付金で受け取るシステムです。ホームページには、ぜひこの制度を活用して、自分も地域も元気になっていきましょと掲載されております。自分も地域も元気に、と書いてあります。目的は同じだと考えます。

この制度をもう少し活用していけば、いろいろ使えると思うんですが。例えば健診を受けたら〇〇ポイント付与、そして元気に活動していただき、ボランティアもしていただいたら〇〇ポイントを付与、そして地域活動にも積極的に参加していただく。よいアイデアだと思いませんか。健康長寿のまち東員町、東員町なら一歩先を行くつもりで行ってみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（島田 正彦君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

まず地域ボランティア制度と言います高齢者の介護予防、地域支えあいづくりと言いますか、その活動を目的としております。議員ご提案の健康ポイント制度と言いますか、そういったものにつきましても、現在、三重県の方で健康マイレージ推進事業というのが、案の段階ですけど、平成30年度から、そういった健康マイレージというポイント制度と言いますか、そういったものも検討してみえます。

そんな中、本町におきましても県の制度も活用することとか、本町独自のポイント制度とか、そういったものにつきましても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） そうですね、何かの形で皆さんが参加できて、皆さんが集うようなことができると、そして皆さんも健康に少し関心を持っていただくということは非常にいいことだと思います。

恐らく現役の今現在の働き手が定年になるころには、100歳の高齢者が普通になってくるかもしれません。そう考えると、ますます健康寿命は大切になってきます。健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質の維持だけでなく、介護、医療の社会保障費を抑えるという効果にも繋がります。

健康寿命の実現には、大切な要因はいくつか考えられます。生活習慣はもとより、自然環境、社会的繋がりを大切に、社会環境も不可欠な要因です。先ほど答弁にあったように、地域のみんなでお互いを支え合う地域づくり、生きがいの取り組みも大切だと考えております。東員町に住んでよかった、子どもからお年寄りまでが東員町に住めば健康で長生きができる、そんな健康活躍のまちになるために、もっとお互い取り組んでいきたいと思っております。

では2項目の空き家対策について、移りたいと思います。

この案件は過去に何度か質問課題になって、私も過去に一般質問でお聞きしましたが、東員町の現状、そして昨年と比べての状況、前回質問した時よりの進展状況を伺います。

○議長（島田 正彦君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） それでは「空き家対策」について、お答えを申し上げます。

まず、空き家の現状といたしましては、総務省が平成25年度に実施した住宅土地統計調査では、全国の住宅総数の13.5%、820万戸、また三重県では15.5%、12万8,000戸となっております。この数字は年々増加傾向にあり、全国的に大変深刻な問題となっております。

次に本町における空き家の現状でございますが、平成25年度に国が行った調査では6.4%、590戸となっております、平成20年度調査時と比較して、ほとんど変化はございません。しかしながら全国的に見ますと、適正な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることは大きな社会問題となっております。

こうした事態を受けまして、国では平成27年5月26日、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」、いわゆる特措法が全面施行されました。この特措法を受けまして、本町でも平成27年9月末時点の空き家の現地調査を実施、平成28年3月に「空き家等対策計画」を策定してございます。

また、平成27年9月末時点での現地調査では、町内に142件の空き家を確認していましたが、本年2月の調査では134件となり、8件の減少となっております。

なお、先ほどの説明の中で、国の調査と本町の調査の数字が異なっておりますのは、国の調査方法としましては、全体の5%程度の調査からの推計数字となっております。実際の現地調査ではないことから生じた差異でございます。

次に、本町の空き家の内訳についてご説明いたしますと、9割を超える約120件の建物が、おおむね良好な状態でございます。

一方で倒壊等の恐れのある危険な建物につきましては、前回調査では8件でございましたが、所有者に対し、繰り返し文書で危険である旨の通知をいたしましたところ、関係自治会、所有者のご協力を得まして、5件の取り壊しを行っていただきました。

これからも倒壊等の恐れのある危険な建物につきまして、粘り強く取り壊し等をお願いしてまいります。

また、危険な空き家ではないものの、管理が不十分となる草木が生い茂っている空き家につきましても、所有者に適正な管理をお願いしてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 答弁いただきました。

東員町は現地調査ということですから、より現実に近い、きちっとした数字だということだと思っておりますけども、東員町の空き家の数が少なくなっていると伺いましたが、実態として空き家、言い換えれば空いている家で空きいえ、相当あると思っておりますね。管理ができていない、管理が行き届いていないところ、そういうところも空き家と言うか、空きいえというふうに一般町民は考えるんですけども、行政、町が考える空き家と一般町民が考える空き家はかなり違うので、空き家と管理ができていない空きいえの数などはどうお考えでしょうか。また空き家

の定義というのを答弁いただきたいんですが。

○議長（島田 正彦君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） お答え申し上げます。

繰り返すようでございますけども、本町の空き家の件数は、この2月に調査を行いましたところ、134件、これを確認してございます。

また、空き家であることの判断基準と申しますか、これにつきましては国のガイドライン、この中では使用実績のない期間がおおむね1年間と示されてございます。本町の考え方も国のガイドラインに準じまして、1年以上にわたって水道の使用実績がない建物を空き家として認定してございます。したがって、議員お考えの空きいえとは少し考え方、認定基準が違ってまいりますので、数字的には少し違ってまいと思います。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 理解できております。

空き家は所有者が適正に管理することが重要である、しかし所有者が遠方であったりした場合、所有者が管理することも難しくなると思います。

過去に大規模住宅開発によって、東員町で生活していた人が高齢化することによって、都市部の住宅に転居して現在不在となっていたり、また息子さん、娘さんなどが町外で生活しており、残ったお年寄り夫婦が高年齢でお亡くなりになり、空き家になっている、この2事案の空き家は、行政が調査している定義上の空き家となっていないため、空き家同様に荒れた状態になっているものもあります。草が生い茂り、冬には枯れて火災の原因にもなり、大変危険です。防犯上も大変危険だと思います。

あと、空き家の適正管理にはどのような手法が有力でしょうか、お伺いします。

○議長（島田 正彦君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 議員ご指摘のとおり、適正な管理が行われていない空き家というのは、防災・衛生・景観、また地域住民の生活の環境に深刻な影響を及ぼすということは、私どもとしても考えてございます。特に管理が不十分で、議員がご懸念の草木が生い茂っている空き家等々、これにつきましては、私どもといたしましては、少し弱いかわかりませんが、定期的に文書で、所有者に対しまして適正な管理をお願いしてございます。今後もこれにつきましては粘り強くやっていくことが必要だと思いますので、どうかご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） そうですね、近所とか地域に住んでいる住民にとっては大変重要な問題なんです。特に、どこでもそうかもわかりませんが、団地の場合、住宅と住宅が密集していて、延焼していく可能性はとても高いと思います。それにプラス、高齢化して高齢者の世帯が多いのです。恐いと考えるのが普通だと思います。

2月に、空き地をたしか再調査を行っているということなんですけども、再調査した結果は

どうですか。そしてまた、今後どのような展開を考えていますか、お聞かせください。

○議長（島田 正彦君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 再調査につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおりでございますけれども、空き家等対策協議会というものがございまして、その中で各部会を設けてまして、その調査とは別に、またしっかりと、こういった形になっているのかという形で全て調査をしてございます。

また、議員ご懸念の今後の展開ですね、これにつきましては、当然これからも所有者の方に対しましてアンケート調査等を実施して、こういった形でお使いになれるのか等々お聞きして、有効に空き家を使っていきたいということに対して、もう少し力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） アンケート調査ということなんですけれども、空き家・空き地バンク制度について、前回アンケートを行っていると思います。前回のアンケートでは、所有者にアンケート調査をしているんですけども、たしか91.2%の人が、制度の内容を知らないというアンケート結果でした。やはり認知度が低いと思います。ただ、アンケート調査を行ったと、そこで終わることなく、広く全体で町民も含めて、みんなで利用できる制度で広めていただきたいと思います。

倒壊寸前で代執行するほどの物件ではなく、先ほどあった適正に管理されていないところとか、安全防犯上の草刈り、はみ出しっぱなしの樹木の伐採などは、地域住民の皆さん、または自治会にお願いして、持ち主との間に行政が入り、橋渡しなどをする方法というのも考えられるんですけども、そういうことというのは行うことはできませんでしょうか。

○議長（島田 正彦君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） まずアンケート調査の結果なんでございますけれども、これにつきましては議員ご指摘のとおり、非常に悪い数字が出てございます。

空き家・空き地バンクにつきましても、これからはしっかりPRしていくということでございますけれども、私どもが今している134件につきましては、これからも先ほど申し上げましたように、こういった形でやっていくのかということと、空き地・空き家バンクにつきましても、もう少しその方々に細かくPRをしまして、有効に利用をしていただきたいと思います、こう思っております。

また、先ほどからもご懸念のことにつきましては、最近では例えばリノベーション事業というふうな形で、民間企業が空き家を活用した事業をやってございますので、その辺も利用しながら、うまく絡めていって、空き家をうまく有効利用できればいいという形にしたいと思っております。

また、空き家に関しましては地域の繋がりが一番でございますので、各自治会長さんをはじめ、その地域の方々のお知恵を拝借しまして、協議会の中で意見をいただきまして、その辺に



つきましてもしっかり対策を立てていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 地域づくりも空き家対策も、ともにみんなで取り組んで協力体制にしていだきたいと思ひます。そしてPRも含めて、しっかりやっていだきたいと思ひます。

それでは次に最後の3項目めの町民の生命・財産を守ることに大きくかかわっているサイレン吹鳴について伺ひます。

サイレン吹鳴をとりやめて1年ぐらいになります、今でもぜひサイレン吹鳴を復活してほしいという声をたくさん聞きますが、とりやめた現在はどうお考えですか。

○議長（島田 正彦君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 「サイレン吹鳴について」のご質問にお答え申し上げます。

本町における火災時の防災行政無線でのサイレン吹鳴は、消防団を召集する唯一の方法でございました。

平成25年度より、消防団の召集方法は、サイレン吹鳴と併せて火災発生のお知らせと同時に、幹部団員への携帯電話の音声の伝達される順次指令と、全消防団員に配信されるEメール、それに添付される地図での召集となりました。

平成28年4月1日、三重北消防指令センター設立時には、Eメールに添付されていた火災発生場所の地図がより詳細なものとなりました。サイレン吹鳴以外の方法でも消防団員の召集が可能になりました。

住民の皆様におかれましては、本町の行政情報メール配信サービスに登録すれば情報を取得することもできますことや、桑名市消防本部の「災害問い合わせ電話」（21-7777）に問い合わせをいただければ、火災情報について確認が可能となっておりますことから、平成28年10月をもってサイレンの吹鳴を廃止させていただき、1年5カ月が経過しております。

議員ご質問のサイレン吹鳴をとりやめてから出てきた問題点は何かというところでございますが、サイレン吹鳴を廃止してから現在までに建物火災が4件、林野火災が1件、その他、火災が1件ございました。

消火活動に影響のある問題点は報告をされておられませんので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 答弁いただきました。

メール配信にしたので要らないという感じなんですけども、実際はメールに気がつかない、仕事中、携帯を持っていない、届かない等々も聞いてます。そうなるとう動人数も少なくなるんですけども、2月に六把野で発生した火災、たしか消防団の参加は5人だったと、正副団長もいなかったと。そうやって少なくなつて、来れる人だけでいいよ。消防団のサイレン吹鳴つて、そういうものなんでしょうか、お伺ひします。

○議長（島田 正彦君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） メール配信等、また消防団への通報につきましては、常にメールの配信がうまくいっているかどうかを検証しながら進めてまいります。

ただ、火災の情報、火災時の時間帯、またいろんな火災の状況によって、いろいろ変わってまいりますけども、先ほど例に出されましたことにつきましては、平日でありましたことと、火災が発生した直後と言いますか、うちの方から連絡した後、すぐに火災の鎮火というところもございましたので、消防団員の集まりは少なかったかもわかりません。

ただ、いろんな火災の状況によって、いろいろ形も変わりますし、消防団の招集の形と言いますか、人数の配置、また集まりやすい時間、また集まりにくい時間もございますので、一概にどの時が不具合があったかというのは検証しにくいのですが、今後いろいろな火災の事例も出てくると思いますけども、その辺もわきままえながら、いろいろ調査なり、検証をしてまいりますというふうに考えております。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） そうですね、確かに一例だけとって、その時がどうだったということではないんですけども、今後それもずっと検証していただいて、いい方向にと言うか、皆さんが安心・安全なまちづくり、そして財産、生命を守れることができるようにということなんですけども。

私、議員にさせていただいてから、議会の中の消防委員というのをさせていただいております。本年度も消防委員ということで、3年目なんですけども、いろいろ消防団の人と会う機会というのも、これですごく増えているんですけども、分団の人たちからは、みんな熱い意思と志というのを、皆さん持って取り組んでいただいていることを肌で感じるわけですね。団員の皆さんからもサイレン吹鳴を復活する声というのは、実はよく聞きます。

消防団と話し合ったと聞いて、円満にということだったんですけども、どうも途中で話が終わっていると。終わっているというのはやめるよと、そうなんですかと。ちょっと待ってください、検討させてください、みたいなことはあって、時間切れということで終わってしまって、結論のないまま遂行、そのまま実施に入ったと、吹鳴をやめたということで、十分な話し合いができていないと言うか、お互い納得できてないんじゃないかなと思うんです。

まずそういうところというのを、お互いに目的とする場所、目的とする思いというのは同じだと思うので、そういう安全に対するまちづくりというのは、行政の皆さんも消防団の皆さんも同じ考え方で、よくしていこうという思いでやっているとしますので、もう少しやめた後とはいえ、話し合うと言うか、お互いに納得できるところへ着地点を持っていくのがいいのかなと思っております。

先日、私の地元の方で住宅火災が起きたんですけども、夕刻の6時ごろだったと思います、記憶しています。寒い時期の冬ですから、日も沈み、真っ暗で、近隣の戸もみんな閉まった状況です。特に高齢者も多く、近隣住民は家の前まで消防車が来て、「えっ、隣の火事に初めて気がついたよ」と。まずは「消防車が近づいてきて、いきなり止まったよ」、「えっ、どこだろ

う」、「怖いね」って感じですよ。近所の皆さんも消防車が止まって初めて気がついたと。幸いボヤでしたから、すぐに消し止められました。ですから大事には至りませんでした。もしか火の回りが早ければ、近隣も危ないところだと思います。できるだけ近隣の人たちに早く知らせるということも含めて、とても大事なことだと考えられます。逃げ遅れたら焼けちゃうんですからね。

他の地域でもサイレン吹鳴を行っているところはたくさんあります。そして、消防署に鳴らしてもらっている地域もたくさんあるんですけども、消防署に鳴らしていただくということはできませんか。

○議長（島田 正彦君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） まず、火災があっても、ご近所の方が気がつかないというところの点でございますけども、消防車が消防署からサイレンを鳴らしながら、吹鳴しながら現地へ行きますので、その道中で聞いていただく、また気づいていただく点はございますけども、現地へ到着した時に、火災を消す団員以外に、指揮隊と一緒に同時にその現場へまいります。必要に応じて近隣の住宅の方、またお住まいの方に避難を要請をさせていただいております。また、現状に合わせて個別に訪問して、口頭で避難してくださいというようなことも進めております。

ただ、それも必要というところがございますので、今回例に挙げられたところにつきましては、居住者の方が事前に消火をされておりましたので、その点について大きく騒ぐというところもございませんでした。余り問題ないようなときには大きく騒ぐような形ではなしに、またすぐ消防としましても次の火災もありますので、すぐ消防署の方へ戻るような形で進めております。

それと消防署でのサイレンの吹鳴はどうかというところがございますけども、消防団の招集につきましては東員町の事務局、今は環境防災課になりますが、そこが担当しておりますし、消防署にもそういったサイレン吹鳴の施設もございません。また、消防団の事務局として責任ある署の方が、その辺は受け持って用をさせていただいております。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） 答弁いただきましたが、近隣市町ではやめると言われますが、近くで言えば、菰野町さんとか亀山市さんなどが、消防サイレンについて行っているんですけども、サイレン吹鳴の時に、ご理解、ご協力を逆にお願ひしますと、広報で住民の皆さんに周知も行っているんですね。例えばその中で、サイレンの鳴り分けについても詳しく説明もしているんです、住民の皆さんに向かって。

ですから全部が全部やめているわけじゃなくて、やっぱりそれを大事だとか、大切だとか思っている地域もたくさんあって、それはいまだにと言うか、ずっとやっているよということですよ。近隣だけがやめているわけじゃなくて、やめたところもあるよという意味ですね。そういうふうにご理解してください。

ではちょっと話を変えます。生活部長、防災無線などの活用というものはできませんか、お

伺います。

○議長（島田 正彦君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 今、防災無線の活用でございますけども、全体的にいろいろな防災無線は活用されておりまして、いろんな行事とか、突然のうちの方で使いますのは、大雨の警報が出たり、台風が接近してますというような周知も兼ねて、メールと併せて防災無線は使わせていただいております。

今言われるような火災についての防災無線の活用でございますけども、その辺につきましては、前回の議員さん方の話し合いの中にもありましたけども、この辺につきましては、また地域に限定したり、また今後のサイレン吹鳴の是非に、また問題点があるのならば、その中に防災無線で火災が発生してますよというようなところが必要であるかどうかも含めて、今後、消防団の方とか、また事務局の方で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（島田 正彦君） 片松雅弘議員。

○2番（片松 雅弘君） わかりました。それでは防災無線も含めて、前向きにぜひ検討していただきたいと思っております。

最後に町民の生命・財産を守ることに大きくかかわっているサイレン吹鳴の復活を強く望みますので、また歩み寄ることもあるかもわかりませんが、今後とも強く要望させていただきますので、以上で一般質問を終わらせていただきます。